

I. 新規事業採択時評価について

1. 概 要

河川局関係事業における新規事業箇所については、従来より、想定される被害の大きさ、過去の災害実績、現状施設の整備水準、治水経済調査マニュアル（案）等に基づく費用対効果分析等により、事業の緊急性・必要性について、総合的に評価を実施してきたところである。特に、平成10年度からは、全ての新規事業箇所名等を公表するとともに、その決定過程の透明性・客観性の一層の確保を図るため、緊急性・必要性を表す代表的事項、費用対効果分析結果等を公表したところである。

また、「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（平成10年3月26日）が制定された後、国土交通省が誕生したことに伴い、新たに「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」が策定され（平成21年12月24日改定）、

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業及びダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業について新規事業採択評価を実施すること
- ②評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を実施し、評価結果を公表すること
- ③評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、改善を行うこと

等が定められた。

平成22年度予算の配分において、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」等に基づき、原則として全ての新規事業採択箇所について、費用対効果分析を行い、それを含んだ総合的な評価を実施したところである。

なお、費用対効果分析については、平成17年4月に改定した「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて評価を実施している。

2. 評価手法

（1）総合的な評価の手法

評価手法の策定・改善にあたり、学識経験者等から意見を聴くため、河川事業については以下の委員会を設置している。

- ・「河川事業の評価手法に関する研究会」
(座長：小林 潔司 京都大学経営管理大学院教授)

○総合的に事業を評価する際に整理すべき指標

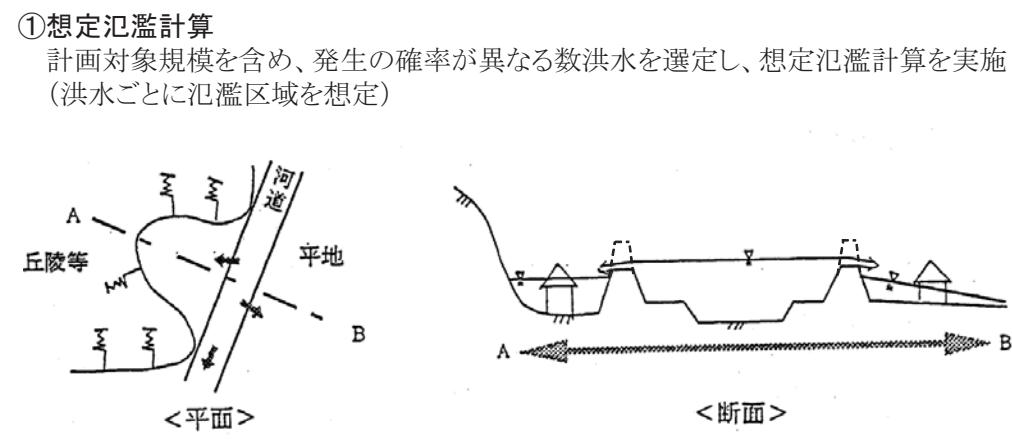
| 河 川 事 業 | |
|---------|--|
| 評価項目 | (1) 災害発生時の影響 (2) 過去の災害実績 (3) 災害発生の危険度 (4) 地域開発の状況 (5) 地域の協力体制 (6) 事業の緊急度 (7) 水計上の重要性 (8) 災害時の情報提供体制 (9) 関連事業との整合性 (10) 代替案立案等の可能性 (11) 費用対効果分析 等 |

(2) 費用対効果分析の手法

①河川事業

治水事業については、事業の緊急性、必要性について、想定される被害の大きさ、過去の災害実績、現況施設の整備水準及び「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月）等に基づく費用対効果分析等により総合的に事業評価を実施。

○費用対効果分析の手法の概要



②想定被害額の算定

①の洪水ごとに想定氾濫区域内の以下に掲げる項目を対象に、事業を実施しない場合と実施した場合の流量規模別想定被害額を算定し、その差分より被害軽減額を算定

- (1)一般資産の想定被害額(家屋、家庭用品、事業所償却資産・在庫資産等)
- (2)農作物の想定被害額
- (3)公共土木施設等の想定被害額
- (4)営業停止の想定被害額
- (5)家庭等における応急対策費用の想定被害額

③総便益の算定

洪水ごとの②の結果と、その洪水の発生の確率を乗じ、これを累計した想定年平均被害軽減期待額の整備期間及び50年間分(割引率4%で現在価値化)等を総便益(B)とする。

(ダムの不特定容量、渴水対策容量については、代替法等により便益を別途算出し、総便益に計上する。)

$$B = \sum (\text{流量規模別想定被害額} \times (\text{発生の確率}) \times 50\text{年間分})$$

④総費用の算定

施設整備に要する総建設費及び50年間の維持管理費(割引率4%で現在価値化)の合計を総費用(C)とする。

⑤費用便益比 (B/C)